

介護報酬の解釈 1 単位数表編（平成27年4月版） 正誤その2・追補その2

平成28年5月10日 社会保険研究所

(1)正誤

本書に一部誤りがありましたので、お詫び申し上げますとともに、以下のように訂正いたします。

頁	段・行等	内容
88	算定構造	88頁の右側4項目の加算について、図の形に誤りがありました。訂正後の算定構造は別紙4をご参照ください。
89	7-1通所リハビリテーション費	

(2)追補

①～④に関する法令・通知の改正等にともない、本書の一部を以下の表のとおり追補します。

- ①小規模な通所介護が、居宅サービスから地域密着型サービス（地域密着型通所介護）へ移行（平成28年4月実施）
- ②利用者負担段階の決定にあたり、非課税年金収入額も勘案（本書24頁関連、平成28年8月実施）
- ③自動制御等により利用者の移動を補助する歩行器を（介護予防）福祉用具貸与の対象に追加
- ④その他（平成28年度診療報酬改定にともなう字句調整等）

頁	段・行等	改正前	改正後
11	図 ◎地域密着型サービス	○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護	○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護
11	図の下の※1	利用定員が一定数（18人を予定）以下の事業所は、	利用定員が19人未満の事業所は、
16	表	⑤通所介護	⑤通所介護、地域密着型通所介護
22	表	認知症対応型通所介護	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護
24	表「第2段階」「第3段階」の右欄	合計所得金額＋課税年金収入額	合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額（平成28年8月から）
24	表の下の注記	（追加）	※非課税年金とは、国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指します（遺族基礎年金、障害厚生年金などのほか、年金保険者からの通知書に「寡婦」「母子」などと印字された年金も含まれます。）
31	表「サービス」の右側2行目	護、認知症対応型通所介護、	護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
31	図中の※	※平成27年度においては、	※平成27年度及び平成28年度においては、
41	表 最下段	●特定施設入居者生活介護 ●認知症対応型共同生活介護	●特定施設入居者生活介護 ●地域密着型通所介護 ●認知症対応型共同生活介護
44	表(3)の対象サービス	定期巡回・随時対応サービス	定期巡回・随時対応サービス 地域密着型通所介護

頁	段・行等	改正前	改正後										
45	表 4区分目	通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	通所介護 通所リハビリテーション 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護										
47	下の表 3区分目	通所介護	通所介護 地域密着型通所介護										
48	◎通所サービス	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">通所介護費</td> <td>療養通所介護以外</td> <td>通所介護の月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員を超える</td> </tr> <tr> <td>療養通所介護</td> <td>療養通所介護の月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員（9人以下）を超える</td> </tr> </table>	通所介護費	療養通所介護以外	通所介護の月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員を超える	療養通所介護	療養通所介護の月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員（9人以下）を超える	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">通所介護費</td> <td>療養通所介護以外</td> <td>通所介護の月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員を超える</td> </tr> <tr> <td>療養通所介護</td> <td>療養通所介護の月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員（9人以下）を超える</td> </tr> </table>	通所介護費	療養通所介護以外	通所介護の月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員を超える	療養通所介護	療養通所介護の月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員（9人以下）を超える
通所介護費	療養通所介護以外	通所介護の月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員を超える											
	療養通所介護	療養通所介護の月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員（9人以下）を超える											
通所介護費	療養通所介護以外	通所介護の月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員を超える											
	療養通所介護	療養通所介護の月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員（9人以下）を超える											
49	◎地域密着型サービス	(表の冒頭に追加)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">地域密着型通所介護費</td> <td>療養通所介護以外</td> <td>地域密着型通所介護の月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員を超える</td> </tr> <tr> <td>療養通所介護</td> <td>療養通所介護の月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員（9人以下）を超える</td> </tr> </table>	地域密着型通所介護費	療養通所介護以外	地域密着型通所介護の月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員を超える	療養通所介護	療養通所介護の月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員（9人以下）を超える					
地域密着型通所介護費	療養通所介護以外	地域密着型通所介護の月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員を超える											
	療養通所介護	療養通所介護の月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員（9人以下）を超える											
51	◎地域密着型サービス 最初の行	認知症対応型通所介護費	地域密着型通所介護費 療養通所介護費 認知症対応型通所介護費										
61	表15 通所介護	2列目の「3 小規模型事業所」および「5 療養通所介護事業所」を削除 4列目・5列目の「個別送迎体制強化加算 1なし 2あり」および「入浴介助体制強化加算 1なし 2あり」を削除 4列目「介護職員処遇改善加算」の右隣にある「4 加算Ⅳ」を削除											
68	表15 通所介護	2列目の「3 小規模型事業所」を削除											
72	表	「71 夜間対応型訪問介護」と「72 認知症対応型通所介護」の間に 別紙1 （78 地域密着型通所介護）を挿入											
74	表	「71 夜間対応型訪問介護」と「72 認知症対応型通所介護」の間に 別紙2 （78 地域密着型通所介護）を挿入											
86 87	算定構造 6-1通所介護費	別紙3 （6-1通所介護費(平成28年4月1日～)）に差換え											
115 116	算定構造	115頁「2 夜間対応型訪問介護費」と116頁「3-1 認知症対応型通所介護費」の間に 別紙5 （202地域密着型通所介護費(平成28年4月1日～)）を挿入											
148	右段 下から4行目	／3.23厚生労働省告示103	／3.23厚生労働省告示103／28.3.31厚生労働省告示139										
149	改正経過最終行	0522第1 老老発0522第1	0522第1 老老発0522第1 / 平28老推発0331第1 老高発0331第2 老振発0331第1 老老発0331第3										
149	(2)本文8行目	夜間対応型訪問介護費，認知症対応型通所介護費	夜間対応型訪問介護費，地域密着型通所介護費，認知症対応型通所介護費										
212	右段【厚生労働大臣が定める状態】4～5行目	在宅悪性腫瘍患者指導管理	在宅悪性腫瘍等患者指導管理										
232	色文字左段【厚生労働大臣が定める基準】7行目	指定通所リハビリテーション，指定認知症対応型通所介護，	指定通所リハビリテーション，指定地域密着型通所介護，指定認知症対応型通所介護，										
241	左段下から6行目	特定施設入居時等医学総合管理料	施設入居時等医学総合管理料										

頁	段・行等	改正前	改正後
253～275	6 通所介護	(別紙6のとおり差換え)	
308	色文字左段 【厚生労働大臣 が定める基準】 8～9行目	指定通所リハビリテーション, 指定認知症対応型通所介護,	指定通所リハビリテーション, <u>指定地域密着型通所介護</u> , 指定認知症対応型通所介護,
424	右段 4行目	／平27.3.23厚生労働省告示90	／平27.3.23厚生労働省告示90／平28.3.31厚生労働省告示135
427・428	6 指定通所介護	(別紙7のとおり差換え)	
429		「 8 指定福祉用具貸与 」の後に別紙8のとおり挿入	
429	左段上から13行目	9 指定認知症対応型通所介護	10 指定認知症対応型通所介護
429	左段上から14行目	イ 利用者に対して, 指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービスの人員, 設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第41条	イ 利用者に対して, 指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービス基準第41条
429	左段下から13行目	定した, <u>指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)</u> 。別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表	定した, 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表
439	表題直下4行目	(最終改正; 平成27年3月27日 老発0327第1号・老高発0327第1号・老振発0327第1号・老老発0327第2号)	(最終改正; 平成28年4月14日 老高発0414第1号)
442	右段 24行目	問わない。 ※ 従来, 車輪を有する歩行器については,	問わない。 なお, <u>上り坂ではアシスト, 下り坂では制動, 坂道の横断では片流れ防止及びつまずき等による急発進防止の機能(自動制御等の機能)</u> が付加されたものであって, 左右のフレームとこれを連結する中央部のパイプからなり, 四輪又はそれ以上の車輪を有し, うち2つ以上の車輪について自動制御等が可能であるものを含む。 ※ 従来, 車輪を有する歩行器については,
448	右段 5行目	3.23厚生労働省告示105	3.23厚生労働省告示105／平28.3.31厚生労働省告示130
448	表	認知症対応型共同生活介護	<u>地域密着型通所介護</u> 認知症対応型共同生活介護
449	改正経過最終行	第1老老発0522第1	第1老老発0522第1／平28老推発0331第1老高発0331第2老振発0331第1老老発0331第3
449	(2)本文8行目	夜間対応型訪問介護, 認知症対応型通所介護	夜間対応型訪問介護, <u>地域密着型通所介護</u> , 認知症対応型通所介護
450	(6)①2行目	並びに認知症対応型通所介護	並びに <u>地域密着型通所介護</u> , 認知症対応型通所介護
451	(8)①1行目	① 認知症対応型通所介護	① <u>地域密着型通所介護</u> , 認知症対応型通所介護

頁	段・行等	改正前	改正後
452	(8)⑥	(4行目以降として追加)	ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第20条第1項に規定する通所介護事業者が、平成28年3月31日までに、整備法附則第20条第1項に係るみなし指定を不要とする別段の申出を行った上で、平成28年4月1日からサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合であって、人員基準を満たさない場合には、平成30年3月31日までの間は減算対象とするが、指定の取消しの対象としない取扱いとする。
455	(5)本文1行目	夜間対応型訪問介護，認知症対応型通所介護	夜間対応型訪問介護， <u>地域密着型通所介護</u> ，認知症対応型通所介護
462	1行目	注4 通所介護，通所リハビリテーション又は認知症対応型通所介護	注4 通所介護，通所リハビリテーション， <u>地域密着型通所介護</u> 又は認知症対応型通所介護
463	3行目	通所介護，通所リハビリテーション若しくは認知症対応型通所介護	通所介護，通所リハビリテーション， <u>地域密着型通所介護</u> 若しくは認知症対応型通所介護
486		(このページの後に別紙9「2の2 地域密着型通所介護」を挿入)	
490	左段注1下から4行目	(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)	(削除)
492	左段注6 4行目～	(介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第六号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった者をいう。以下同じ。)	(削除)
494	青地部分全体	以下のとおり修正	
495		【注7】 <u>栄養改善加算</u> について〔老計発0331005号・老振発0331005号・老老発0331018号 第2の4(7) 3の2(11)を準用する。〔→別紙9 486-16頁〕〕	
497	青地部分全体	以下のとおり修正	
		【注8】 <u>口腔機能向上加算</u> について〔老計発0331005号・老振発0331005号・老老発0331018号 第2の4(8) 3の2(12)を準用する。〔→別紙9 486-18頁〕〕	
499	9行目	また、ここでいう <u>同一の建物</u> については、	また、ここでいう <u>同一建物</u> については、
525	下から2行目～	門課程」又は認知症介護実践研修のうち「 <u>実践リーダー研修</u> 」若しくは認知症介護指導者養成研修を修了している者とする。	門課程」、認知症介護実践研修のうち「 <u>実践リーダー研修</u> 」若しくは「 <u>認知症介護実践リーダー研修</u> 」又は認知症介護指導者養成研修を修了している者とする。
528	下から8行目	当該認知症対応型共同生活介護事業所と密接な連携を確保できる	当該認知症対応型共同生活介護の職員又は当該事業所と密接な連携を確保できる
531	下から3行目	また、医療連携加算算定時には、	また、医療連携体制加算算定時には、
533	下から2行目～	規定する「認知症介護指導者研修」を指す	規定する「認知症介護指導者 <u>養成</u> 研修」を指す
545	下から6行目～	規定する「認知症介護指導者研修」を指すものとする。ただし、平成28年3月31日までの間にあっては、「認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者」とあるのは、認知症介護指導者研修の研修対象者	規定する「認知症介護指導者 <u>養成</u> 研修」を指すものとする。ただし、平成28年3月31日までの間にあっては、「認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者」とあるのは、認知症介護指導者 <u>養成</u> 研修の研修対象者
612	下から2行目	最終改正；平27老計発0327第1 老高発0327第1 老振発0327第1 老老発0327第2	最終改正；平28老推発0331第1 老高発0331第2 老振発0331第1 老老発0331第3

頁	段・行等	改正前	改正後
617	(2)本文4行目	夜間対応型訪問介護，認知症対応型通所介護	夜間対応型訪問介護， <u>地域密着型通所介護</u> ，認知症対応型通所介護
664	右段 13行目	／3. 23厚生労働省告示104	／3. 23厚生労働省告示104／ <u>28. 3. 31厚生労働省告示168</u>
665	改正経過最終行	老老発0522第1)	老老発0522第1 / 平28老推発0331第1 老高発0331第2 老振発0331第1 老老発0331第3)
762	2行目～3行目	<u>地域連携診療計画管理料又は地域連携診療計画退院時指導料</u>	<u>退院支援加算の注4に掲げる地域連携診療計画加算</u>
762	7行目	<u>地域連携診療計画管理料</u>	<u>退院支援加算の注4に掲げる地域連携診療計画加算</u>
762	下から6行目	医科診療報酬点数表に <u>掲げる地域連携診療計画管理料</u> を算定する	医科診療報酬点数表における <u>退院支援加算の注4に掲げる地域連携診療計画加算</u> を算定する
763	2行目～	② 当該加算は， <u>医科診療報酬点数表に掲げる以下の疾患について，地域連携診療計画管理料及び地域連携診療計画退院時指導料（I）</u> を算定して	② 当該加算は， <u>以下の疾患について，医科診療報酬点数表における退院支援加算の注4に掲げる地域連携診療計画加算</u> を算定して
940	右段 10行目	／3. 23厚生労働省告示106	／3. 23厚生労働省告示106／ <u>28. 3. 31厚生労働省告示168</u>
964	右段【厚生労働大臣が定める状態】4～5行目	在宅悪性腫瘍患者指導管理	在宅悪性腫瘍等患者指導管理
981	左段下から6行目	<u>特定施設入居時等医学総合管理料</u>	<u>施設入居時等医学総合管理料</u>
1129	8行目～	門課程」又は認知症介護実践研修のうち「 <u>実践リーダー研修</u> 」若しくは認知症介護指導者養成研修を修了している者とする。	門課程」， <u>認知症介護実践研修のうち「実践リーダー研修」</u> 若しくは「 <u>認知症介護実践リーダー研修</u> 」又は <u>認知症介護指導者養成研修</u> を修了している者とする。
1131	下から2行目～	規定する「 <u>認知症介護指導者研修</u> 」を指すものとする。	規定する「 <u>認知症介護指導者養成研修</u> 」を指すものとする。
1152	表題	(表題の右下に追加)	(改正;平成28年3月31日 厚生労働省告示第136号)
1154	右段	(2行目の次に追加)	<u>五十一の八 地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算の基準</u> 第四十八号の規定を準用する。
1156	表題右下	(平成27年3月31日 老発0331第34号)	(平成27年3月31日 老発0331第34号) (改正;平成28年4月1日 老発0401第2号)

頁	段・行等	改正前	改正後
1161		(末尾に追加)	<p>10. 加算の取得要件の周知・確認等について</p> <p>都道府県等においては、処遇改善加算を算定している事業所が加算の取得要件を満たすことについて確認するとともに、適切な運用に努められたい。</p> <p>(1)賃金改善方法の周知について</p> <p>加算の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法について介護職員処遇改善計画書等を用い職員に周知することとしているが、都道府県等においては、この周知に際して、同計画書等における賃金改善を行う方法の記載が職員に対して明確に認知されるよう掲示するなど、適切な方法により実施されるよう指導すること。</p> <p>(2)介護職員処遇改善計画書等について</p> <p>都道府県等が事業所から介護職員処遇改善計画書等を受け取る際には、「介護職員処遇改善加算総額」と「賃金改善所要額」とを比較し、必ず「賃金改善所要額」が上回っていることを確認すること。</p> <p>[平成28年4月1日 老発0401第2号より]</p> <p>2 介護職員処遇改善加算の賃金改善を行う方法の周知方法について</p> <p>現在、介護職員処遇改善加算の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法について介護職員処遇改善計画書等を用い職員に周知することとしている。都道府県等においては、この周知に際して、同計画書等における賃金改善を行う方法の記載が職員に対して明確に認知されるよう掲示するなど、適切な方法により実施されるよう指導すること。</p>
1162	表1 サービス区分 3区分目	・(介護予防) 通所介護	<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防) 通所介護 ・地域密着型通所介護
1164	(1)の表の下	(追加)	※ ③と④又は⑤と⑥を比較し、必ず④又は⑥が上回らなければならないこと。
1165	(3)の表の下、「上記については…」の上	(追加)	※ なお、上記について虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

頁	段・行等	改正前	改正後
1171	下から4行目	※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができるものとする。	※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができるものとする。 ※ ③と④又は⑤と⑥を比較し、必ず④又は⑥が上回らなければならないこと。 ※ なお、上記について虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。
1183	表題	通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について (平成27年3月27日老振発0327第2号)	通所介護、地域密着型通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について (平成27年3月27日老振発0327第2号) (改正:平成28年3月31日老推発0331第1号・老高発0331第2号・老振発0331第1号・老老発0331第3号)
1183	左段1行目 および「記」の 下の見出し「1.」	通所介護における	通所介護及び地域密着型通所介護における
1184	右段1行目～	なお、通所介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができる。 また、居宅サービス計画、通所介護計画及び短期入所生活介護計画と連動し、これらの計画と整合性が保たれるように個別機能訓練計画を作成することが重要である。通所介護計画書は、別紙様式4を参考に作成する。	なお、通所介護又は地域密着型通所介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画又は地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができる。 また、居宅サービス計画、通所介護計画、地域密着型通所介護計画及び短期入所生活介護計画と連動し、これらの計画と整合性が保たれるように個別機能訓練計画を作成することが重要である。通所介護計画書及び地域密着型通所介護計画書は、別紙様式4を参考に作成する。
1184	右段下から3行目	通所介護における	通所介護及び地域密着型通所介護における
1187	下から2行目	通所介護 ○○○	(地域密着型) 通所介護 ○○○
1188	表題	【通所介護計画書】	【(地域密着型) 通所介護計画書】
1188	様式内左端の上から4枠目	通所介護利用までの経緯	(地域密着型) 通所介護利用までの経緯
1188	下から2行目	通所介護 ○○○	(地域密着型) 通所介護 ○○○
1251		平成27年8月5日付けで小社ホームページに掲載の追補により追加された「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.4)」の次に 別紙10 を追加	

参考 この追補に関連する主な告示・通知・事務連絡

告示【平成 28 年 3 月 31 日公布, 平成 28 年 4 月 1 日適用】

- 厚生労働省告示第 130 号 指定地域密着型サービスに要する費用の額に算定に関する基準の一部を改正する件
- 厚生労働省告示第 131 号 厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件
- 厚生労働省告示第 132 号 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部を改正する件
- 厚生労働省告示第 133 号 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域の一部を改正する件
- 厚生労働省告示第 134 号 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等の一部を改正する件
- 厚生労働省告示第 135 号 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の一部を改正する件
- 厚生労働省告示第 136 号 厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件
- 厚生労働省告示第 137 号 厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部を改正する件
- 厚生労働省告示第 138 号 介護保険法施行規則第 68 条第 3 項及び第 87 条第 3 項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部を改正する件
- 厚生労働省告示第 139 号 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件
〔以上, 介護保険最新情報 Vol.539〕
- 厚生労働省告示第 168 号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係告示の整備に関する告示〔介護保険最新情報 Vol.538〕

通知・事務連絡

△平成 28 年 3 月 18 日 老健局老人保健課事務連絡

「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 6) (平成 28 年 3 月 18 日)」の送付について〔介護保険最新情報 Vol.525〕

△平成 28 年 3 月 23 日 老健局介護保険計画課事務連絡

特定入所者介護（予防）サービス費における非課税年金勘案の事務処理等について（その 2）〔介護保険最新情報 Vol.529〕

●平成 28 年 3 月 30 日 老発 0330 第 7 号

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」の一部改正について〔介護保険最新情報 Vol.533〕

●平成 28 年 3 月 31 日 老推発 0331 第 1 号・老高発 0331 第 2 号・老振発 0331 第 1 号・老老発 0331 第 3 号

地域密着型通所介護の施行に伴う「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について〔介護保険最新情報 Vol.534〕

●平成 28 年 4 月 1 日 老発 0401 第 1 号

「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の一部改正について〔介護保険最新情報 Vol.542〕

●平成 28 年 4 月 14 日 老高発 0414 第 1 号

「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の一部改正について〔介護保険最新情報 Vol.543〕